

## 《尚書》〈大禹謨〉「人心」十六字偽作説について(3)

Re-examining the authenticity of the sixteen-character sentence on  
“human hearts” (人心) of Chapter ‘DaYuMo’ (大禹謨) in “Shangshu” (尚書) (3)

中島 敏夫

NAKAJIMA Toshio

愛知大学名誉教授

*Honorary professor, Aichi University*

*E-mail:* ty818844@fsinet.or.jp

### Abstract

The authenticity of 25 chapters of “Shangshu” (尚書) has been questioned by Qing dynasty (清朝) scholar Yan Ruoju (閻若璩), and prevails as the established theory. In this essay, I examine the sixteen character-sentence on “human hearts” (人心) of the allegedly unauthentic Chapter ‘DaYuMo’ (大禹謨). My conclusion is that Yan Ruoju (閻若璩), does not necessarily have enough evidence to support his allegation.

## 七章. 「人心惟危，道心惟微，惟精惟一，允執厥中」十六字偽作の検証(4) ——《荀子》中の《尚書》引用文から見た偽作の可能性

繰り返しになることを厭わず述べれば、現存の《尚書》は東晉元帝時に豫章太守の梅赜によって朝廷に献上されたテキストである。序を除き全58篇。「孔傳《古文尚書》(孔安國伝承の《古文尚書》)」，《偽古文尚書》，或いは「晩書」とも呼ばれる。その中の33篇は漢代の今文《尚書》と同一内容で、この篇に偽作の疑いはない。ただし泰誓篇は今文《尚書》だが別系統で“偽”篇とされる。これ以外の25篇は実は偽作であるとする説が清朝初以来定まっている。この25篇中の12篇は、漢代の《尚書》中の篇と同一名だが、内容は偽とされる。他の13篇は漢代の《尚書》中にもその名がなかった篇である。従来

これらの25篇は「偽篇」と呼ばれているが、ここではその25篇の真偽を検証しようとするものなので「晩篇」（晩く出てきた篇）と呼ぶ。この晩篇の偽作説は清朝の閻若璩《尚書古文疏證》によって定まったとされている（《四庫全書總目提要》）。その説によれば、偽作は先秦兩漢時代の文献中にある《尚書》の引用文を寄せ集めて偽作したとされ、さらに偽作者が作文の際に、偽作者の文章力が貧しかったため、先秦兩漢時期の文献中にあつた文を借りて作ったとされている（「初非其能造語精密至此極也」「其各各有依傍、而非能自撰出者」）。それ以外にも偽作者自身の作文もあるわけである。偽作者がこれら先秦兩漢期の文献中の《尚書》引用文を寄せ集める際に、《荀子》が載せる《尚書》引用文は大きな役割を果たしたと考えられている。もちろん偽作する際の元となったと言われる《尚書》引用文は《荀子》のみに限らない。他に《左傳》《國語》《墨子》《孟子》《禮記》《大戴禮》《史記》等々がある。《荀子》はそれら偽作の依拠となったと言われている主要な文献である。

ここでは、晩篇が先秦兩漢期の文献、特に《荀子》中の《尚書》引用文を中心として偽作が可能か否かを検証しようとする。

閻若璩は《荀子》中には全部で16個所の現有《尚書》文があると述べている（前掲）が、《彙編》によって調べると、《荀子》中には50個所の現有《尚書》文がある。閻若璩は34個所を見落としている。50個所の中には、《荀子》中で《尚書》を引用する際に出典として「《書》曰」と記すもしくは《尚書》篇名を記すもの16個所と出典《尚書》を記載しない34個所がある。しかし閻若璩はこの出典《尚書》を記す16以外にも2個所の出典《尚書》の記載のない《尚書》文2例を挙げており、閻氏が結局何個所を探し出したのか、16か18か、必ずしも明確ではない。閻氏は「《荀子》中に現有《尚書》の文16がある（按『荀子』引今文古文《書》者十六）」と述べており、この出典記載のない2個所も閻氏の言う16個所の中に入ると解すれば、出典《尚書》記載のある16個所のうち2個所を閻氏は見落としたことになる。50個所の《尚書》引用文中で真篇25個所と出典《尚書》を記す晩篇の4個所は荀子自身が当時、眞の《尚書》文を見たものであることは確かである。但し、《荀子》を読めば、そのうちの「仲歸之言」文は引用された話の中に出るもので、荀子は彼が実際に直接見たか否かを定かにはしていない。この《荀子》の《尚書》文掲載50個所のうち、25個所が真篇、その他の25個所が晩篇である。25個所の晩篇の文で出典《尚書》と荀子が記しているものは4個所、記していないものは21個所である。前者4個所は晩篇に属するが、荀子が実際に見た眞の《尚書》文である（上記晩篇「仲歸之言」は不明）。それ以外の晩篇の21個所については、荀子が「出典は《尚書》」と記すことなく現有《尚書》中に出る句である。この部分が結局、偽作者がこれを借りてきて偽作に使ったとされる部分ということになる。

ここでまた一つ難題が出てくる。それは、閻氏の述べるところに従えば、偽作者は偽作

がばれないように巧妙に偽作し、余程力を入れ証明して始めて明らかになると言う。つまり偽作ではないと証明してみても、それは偽作者による巧妙な偽作によるものだと言うのである。従って、真に動かし難い証拠が何処まで探し当てられるかが問われることになる。そうなると、勢い、論は多分に水掛け論的な色合いを呈することになるが、ここではそれを避け、水掛け論的なものとそれ以外の根拠の明確なものとを区別して扱いたい。はつきりした偽作の証拠があるもの。偽作でない証拠が明確なもの。さらに中間の偽作・非偽作が明確にし難いもの。この三類に分けて考えたい。

以下では、《荀子》中の晩篇《尚書》資料を(A)《荀子》中に出典《尚書》の記載のあるもの、(B)記載のないもの、この両者に分けて考察を進める。資料番号は拙論(2)『文明21』16号(p.57~p.61)の掲載表による。

(A)《荀子》中で晩篇《尚書》に属する篇で出典《尚書》の記載ある《尚書》引用文。

資料数4：資料番号12, 16, 17, 25

(B)出典《尚書》の記載なく、《尚書》文が引かれている、あるいは現存《尚書》中に同一の文があるもの。

資料数21。資料番号：2, 3, 4, 5, 6, 7, 13, 14, 15, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 26, 42, 43, 44, 45

以下では先ず対応する《尚書》の文を挙げ、次いで《荀子》の文、さらにその《荀子》と同じ内容を載せる先秦兩漢期文献の資料を掲げる。文中の関連部分をゴチック体にしてある。資料考察の際に、同一の資料文が(A)(B)両者に出る場合、つまり一つの資料では出典《尚書》名を記し、別の資料ではその出典記載がない(A)類(B)類の両者に亘る資料は(A)で一括して扱った。資料16(A)と15(B)及び17(A)と18(B)である。《彙編》が掲載する資料文は短いものが多いが、ここでは必要に応じて意味・背景が分かるように前後を含めて長文を載せた場合もある。《彙編》は全て「《尚書》引用文」として扱っているが、以上の説明で述べたように、必ずしもその全てが直接の引用文である保証はなく、直接の引用文をも含めた、現行《尚書》文と同一内容の文ということになる。

(A)《荀子》中の出典《尚書》名を記載する《尚書》晩篇資料

資料数4（資料12, 16, 17, 25）

#### 【資料12】

先秦兩漢文献の同文引用の文献数は、《荀子》以外では2点、《韓詩外傳》《古三墳》である。資料文は以下。

《尚書》胤征：「政典曰：“先時者，殺無赦。不及時者，殺無赦。”」  
 《荀子》君道：「《書》曰：“先時者，殺無赦。不逮時者，殺無赦。”」  
 《韓詩外傳》：「《周制》曰：“先時者，死無赦。不及時者，死無赦。”」  
 《古三墳》形墳（地皇軒轅氏政典）：「先時者，殺。不逮時者，殺無赦。」

文の意味は、担当の史官が暦を作成する場合、例えば朔日とか望日といった、暦に設定する事象が実際と一致せず、実際より早かったり（「時に先んず」）遅れたりする（「時に及ばず」）と、その史官を処刑にし、許さないというものである。

上掲の《荀子》君道篇と他の2文献から、《尚書》中の胤征篇中の「先時者，殺無赦。不逮時者，殺無赦」を偽作することは不可能である。何故か。それは《荀子》中にこの文が「《書》に曰く」と記すものの、それが《尚書》中の何篇に出るかを示してはいないからである。それは他の2文献中にも、このことばが《尚書》胤征篇に出るとの記述はない。従って《尚書》58篇中で、どの篇に出るかは明かではない。偽作の場合にそれを《尚書》中のどの篇に置くか、その判断は困難である。つまりこの文を胤征篇中に指定することは無理である。《韓詩外傳》には《周制》に出ると述べ、《古三墳》は素性に疑義なししないが、それはそれとして《古三墳》の形墳（地皇軒轅氏政典）からも胤征を想定することはできない。偽作者はアトランダムに、悪く言えばいい加減、出鱈目に胤征篇を出典として選んで、その篇中の文を偽作したことになるが、そういう事態は考えられない。さらに先秦兩漢期の文献中全体に篇名「胤征」篇を引いての引用は出てこない、少なくとも現存文献中にはない。《左傳》昭公17年に「夏書」を引き「故夏書曰：“辰不集于房，瞽奏鼓，鼛夫馳，庶人走”。此月朔之謂也」と出るのみである。これは現存胤征文であるが、現存の夏書には禹貢、甘誓、湯誓、五子之歌、胤征の計5篇があり、この《左傳》引用文が胤征篇であるとは判らない。《史記》「夏本紀」に「帝中康時，羲和湎淫，廢時亂日。胤往征之，作〈胤征〉」と出る。これは《尚書》の所謂「小序」の文で、胤征篇の内容が、羲和が「湎淫し、時を廢し日を亂す」を述べた篇であることを記すものである。そこから「先時者，殺無赦。不及時者，殺無赦」を胤征篇と関連させたと取ることはできなくはない。つまり「胤征」篇中には、羲和（暦作成を担当の官または諸侯）が職務怠慢で胤侯の征伐を受けることが述べられているが故に、篇中にその文を持ち込んだと取ることはできなくはない。しかし《荀子》でもその他文献でも、そうした説明は一切なく、「先時者，殺無赦。不及時者，殺無赦」文を《尚書》58篇中のどの篇の文であると判定するか、胤征篇中の文と特定することは無理である。

#### 【資料16】(A)

《尚書》仲虺之誥：「予聞曰，“能自得師者王，謂人莫己若者亡”。」

《荀子》堯問：

魏武侯謀事而當，群臣莫能逮，退朝而有喜色。吳起進曰：「亦嘗有以楚莊王之語，聞於左右者乎？」武侯曰：「楚莊王之語何如？」吳起對曰：「楚莊王謀事而當，群臣莫能逮，退朝有憂色。申公巫臣進問曰：“王朝而有憂色，何也？”莊王曰：“不穀謀事而當，群臣莫能逮，是以憂也。其在仲尼之言也，曰：‘諸侯自爲得師者王，得友者霸，得疑者存，自爲謀而莫己若者亡。’今以不穀之不肖，而群臣莫能逮，吾國幾於亡乎！是以憂也。”楚莊王以憂，而君以喜。」武侯逡巡再拜曰：「天使夫子振寡人之過也。」

《荀子》には資料16以外に同一の資料として資料15《荀子》王制篇がある。この資料15では出典《尚書》の記載はない。(B)に入るがここで扱う。文は次である。

#### 【資料15】(B)

《荀子》王制：「臣諸侯者王，友諸侯者霸，敵諸侯者危。」

《彙編》が挙げる先秦兩漢期の同資料文の文献数は《荀子》以外に4点ある。それ以外に、王天海校釋《荀子校釋》（上海古籍出版社2005.12）によると、《彙編》に採取漏れの3件がある。《呂氏春秋》慎大覽・下賢、賈誼《新書》先醒篇、《說苑》君道篇である。《荀子》以外では結局、先秦兩漢期の同文引用文献は計7点。以下である。

《吳子》圖國、《呂氏春秋》恃君覽・驕恣，《韓詩外傳》、《新序》雜事、《呂氏春秋》慎大覽・下賢、賈誼《新書》先醒、劉向《說苑》君道篇に見える。資料文を以下に挙げる。長くなるが関連部分を全て挙げる。ここでは引用文全体をくくる「」は省略。

《吳子》圖國：

武侯嘗謀事。羣臣莫能及。罷朝而有喜色。起進曰：「昔楚莊王嘗謀事。羣臣莫能及。退朝而有憂色。申公問曰：“君有憂色，何也？”曰：“寡人聞之，‘世不絕聖，國不乏賢。能得其師者王，能得其友者霸’。今寡人不才而群臣莫及者，楚國其殆矣”。此楚莊王之所憂而君說之，臣竊懼矣。」於是武侯有慚色。

《呂氏春秋》恃君覽・驕恣：

魏武侯謀事而當，攘臂疾言於庭曰……李悝趨進曰：「昔者楚莊王謀事而當，有大功，退朝而有憂色。左右曰：“王有大功，退朝而有憂色，敢問其說？”王曰：“仲虺有言，不穀說之。曰：‘諸侯之德，能自爲取師者王，能自取友者存，其所擇而莫如己者亡。’今以不穀之不肖也，群臣之謀又莫吾及也，我其亡乎？”曰：此霸王之所憂也，而君獨伐之，其可乎？」武侯曰：「善。」

《韓詩外傳》：

昔者楚莊王謀事而居有憂色。申公巫臣問曰：「王何爲有憂也？」莊王曰：「吾聞“諸侯之德，能自取師者，王。能自取友者，霸。而與居不若其身者，亡”。以寡人之不肖也，諸大夫之論，莫有及於寡人。是以憂也。莊王之德，宜君人，威服諸侯。日猶恐懼，思索

賢佐。此其先生者也。」

劉向《新序》：

昔者，魏武侯謀事而當。群臣莫能逮。朝而有喜色。吳起進曰：「今者有以楚莊王之語聞者乎。」武侯曰：「未也。莊王之語奈何？」吳起曰：「楚莊王謀事而當。群臣莫能逮。朝而有憂色。申公巫臣進曰：“君朝而有憂色，何也。”莊王曰：“吾聞之‘諸侯自擇師者，王。自擇友者，霸。足已而群臣莫之若者，亡。’今以不穀之不肖，而議於朝，且群臣莫能逮吾。國其幾於亡矣。吾是以有憂色也。”莊王之所以憂而君獨有喜色，何也。」武侯逡巡而謝曰：「天使夫子振寡人之過也。」

《呂氏春秋》慎大覽・下賢：

此之謂至貴。士有若此者，五帝弗得而友，三王弗得而師，去其帝王之色，則近可得之矣。

賈誼《新書》先醒篇：

莊王喟然嘆曰：「非子之罪也。吾聞之曰：“其君賢君也，而又有師者，王。其君中君也，而有師者，伯。其君下君也，而群臣又莫若者，亡。”今我下君也，而群臣又莫若不穀。恐亡有也。」

劉向《說苑》君道篇：

昭王避席願請聞之。郭隗曰：「帝者之臣，其名臣也，其實師也。王者之臣，其名臣也，其實友也。霸者之臣，其名臣也，其實賓也。危國之臣，其名臣也，其實虜也。」

以下に資料文の意味を示し考察を加える。

《尚書》仲虺之誥：「予聞曰，“能自得師者王，謂人莫己若者亡”。」「仲虺之誥」篇は《尚書》中の夏書に属する。殷商の湯王が夏の桀王を打倒した後、湯王は、後世は私が夏王朝を倒したことなどを咎めるのではないかと恐れる。それを仲虺が慰めて励ましたことばがこの「仲虺之誥」篇である。その仲虺と湯王の対話の中に仲虺が聞いたことばとして出てくる。「予聞く、曰く：“能く自ら師を得る者は王たり。人、おのれしなくおも若く莫しと謂ふ者は亡ぶ”。私（仲虺）が聞くに「自ら師を得ることのできる者は王者となりうる。人で己に勝るものはないと思う者は亡びる」と。

ここで仲虺が聞いたという「予（一人称代名詞）聞く」の内容を「能自得師者王，謂人莫己若者亡」に続く文「好問則裕，自用則小」（問ふを好めば則ち裕かなり，自ら用ゐれば則ち小さし）までを含めて取る読み方もある<sup>25)</sup>。だが、前後の文脈と引用文の形式の整合性からして、「好問則裕」二句は間違いなく聞いた内容には属さず、仲虺自身のことばになるだろう。

《荀子》堯問篇の文は、以下に示す幾つかの同一資料の中でも最もよく整備された文である。ここで「其在仲歸之言也」という。仲歸は仲虺と同語。仲虺・仲歸は《史記》では

「仲<sup>叔</sup>巹」を作る。「巹」字は一に「蘿」にも作る（異体字）。偽作者が「仲巹」「仲<sup>叔</sup>巹」をもって直ちにこれが仲虺だと分かったとすれば、かなりの学識ということになる。現有《尚書》ではこのことば“能自得師者王，謂人莫己若者亡”の部分は「仲虺之誥」篇にのみ見える。ここに挙げる「仲巹之言」が「仲虺之誥」中のことばを指すものか否かは必ずしも明確ではない。だが「仲虺之誥」篇の人物、仲虺の言であることは確かである。一般には「仲巹之言」は「仲虺之誥」を指すと取られている。《荀子》堯問篇では“「仲巹之言」に在る”と言うが、これは荀子が直接《尚書》「仲虺之誥」篇を見ての記述ではない。堯問篇では、魏の武侯が事を謀り、その謀が當を得たものであったのに、群臣はそれに逮ぶものはいなかった。朝廷から退いた武侯には喜色があった。それを見て呉起が咎める。「あなたは楚の莊王の語をご存知ですか」。武侯の「楚莊王の語、如何？」の問い合わせに呉起が説明する。楚の莊王は同じように「事を謀りて當り、群臣に逮ぶ莫し。朝を退きて憂色有り」。莊王のその憂う顔色を見て申公の巫臣が「何故か」と問う。莊王は「不穀（諸侯が自らを指す謙称）、事を謀り當る。群臣に逮ぶもの莫し。是を以て憂ふ」と言う。ここで「〈仲巹之言〉に曰く」として“諸侯自ら師を得るを爲す者は王たり、友を得る者は霸たり。疑を得る者は存し、自ら謀を爲し己に若く莫き者は亡ぶ”とあると述べる。莊王：「今、不穀の不肖を以て、群臣、吾に逮ぶ莫し。吾が國幾んど亡びんか。是を以て憂ふ」。以上が呉起の紹介した楚の莊王の発言である。呉起は付け加える。「楚の莊王以て憂ひ、あなた（武侯）は以て熹<sup>よろこ</sup>べり」。武侯ははっと逡巡し再挙して言う。「天が夫子をして寡人の過ちを正さしめたのだ」と。この《荀子》堯問篇の「仲巹之言」では、「王」「霸」「存」「亡」の四者が並列的にずらずら列んでいるのではなく、「王」と「霸」が対応し、「存」と「亡」が対応しているのである。

荀子は魏の武侯と呉起の対話を記し、その呉起の言中で楚の莊王が言ったことばを紹介し、その紹介した話の中に「仲巹之言」が出てくるのである。荀子が直接《尚書》（「仲虺之誥」）を見ての言だとは記してはいない。この話は上に掲げたように、《韓詩外傳》、劉向《新序》、《呉子》、《呂氏春秋》、賈誼《新書》、《説苑》、《荀子》王制篇等にも関連ある表現が見える。各書それぞれパライエティを持ち、また楚の莊王の言も多少の出入りがある。一種の説話如きものになっていたものと伺える。

この中の「得疑者存」の句の意味は明確ではない。諸解がある。楊倞（唐）注によれば「疑、謂博聞達識、可決疑惑者」という。「疑惑を決する博識なる者を得れば存す」、つまり「疑を得る」とは「疑問を解決してくれる者を得る」の意。王先謙《荀子集解》に引く郝懿行によれば「疑、即“師保疑丞”之“疑”，疑謂可以決疑惑者也」という。「疑」は官名の「疑丞」で「天子を補佐する官の疑丞を得、疑問を解決すれば存す」。また王天海《荀子校釋》に引く劉師培によれば「此“疑”字當作“擬”。疑、擬古通。蓋師者，識之高出<sup>う</sup>于己者也。友者，可以匡正己失者也。疑者，己相等之人也。莫己者，不若己之人也。擬居

師友及不若己者之間，則“擬”即若己之人矣」という。つまり師と友の中間に位置する「己と同等の者」（擬者）を指して「疑なる者」と言うと取る。いずれにせよ若干の疑義が残るが、楊倞の解が最も自然である。

諸資料の「仲歸之言」部分の比較一覧表を示す。

表【「仲歸之言」資料比較】

《尚書》 仲虺之誥	仲虺之誥	予（仲虺） 聞曰		能自得師者王			謂人莫己 若者亡
《荀子》 堯問	仲歸之言	曰	諸侯	自爲得師者王	得友者霸	得疑者存	自爲謀而莫 己若者亡
《吳子》 圖國		寡人（楚莊 王）聞曰		能得其師者王	能得其友者霸		
《呂氏春秋》 驕恣	仲虺有言	曰	諸侯之德	能自爲取師者王	能自取友者存		其所擇而莫 如己者亡
《韓詩外傳》		吾（楚莊王） 聞	諸侯之德	能自取師者王	能自取友者霸		與居不若 其身者亡
《新序》 雜事		吾（楚莊王） 聞之	諸侯	自擇師者王	自擇友者霸		足已而群臣 莫之若者亡

劉向《新序》文は《荀子》堯問篇に酷似している。だが「仲歸之言」の提示はない。《荀子》「諸侯自爲得師者王，得友者霸，得疑者存，自爲謀而莫己若者亡」は《新序》では「諸侯自擇師者王。自擇友者霸。足已而群臣莫之若者亡」となっており、「得師者王，得友者霸，得疑者」の「得」は「擇」（選択の「択」，選び取る）に変わり、「得疑者存」が無くなっている。

《韓詩外傳》では魏の武侯の話を紹介するのではなくて、直接、元となる楚の莊王の話を述べ、莊王と申公巫臣との対話の形を取っている。その「與居不若其身者，亡」の意は「其の身に若かざると與に居る者は亡ぶ」の意であろうか。意味上の大きな相異はない。

《吳子》は諸話中に出る呉起の撰と伝えられる書。ここでも魏の武侯の話の中に楚の莊王の話として出てくる。そこでは楚の莊王の聞いたことばに「世不絕聖，國不乏賢。能得其師者王，能得其友者霸」と「世不絕聖，國不乏賢」（世に聖は絶えず、國に賢は乏しからず）の2句が冠せられている。ここも「仲歸之言」の提起はない。

《荀子》以外に「仲歸之言」を指摘するものは《呂氏春秋》恃君覽・驕恣だけである。そこでも楚の莊王の言を紹介し、莊王のことばの中に「仲虺有言，不穀説之」（仲虺に言有り、不穀=私はその言を説ぶ）と出る。魏の武侯の対話の相手は呉起ではなく、李悝になっている。他資料にはこの李悝の名は出ない。これでは《荀子》堯問の「得友者霸」「得疑者存」の二者が「能自取友者存」に併せられた形を取る。最後の部分の「得」は「其所擇」（其の擇ぶ所は）と「擇」字になっている。

荀子は約 BC.313～BC.238。魏の武侯、名は擊。在位 BC.395～BC.370。武侯の即位は荀子生誕82年前に当たる。吳起、？～BC.381。兵家の吳子である。李悝、戦国初の魏の人。変法を主張した法家に属す。BC.455～BC.395。話が魏の武侯との対話だとすれば李悝生存の最晩年ということになろうか。楚莊王、名は景子，在位 BC.613～BC.591。武侯の約二百余年前の人物である。

資料16堯問篇のこの文は《荀子》中にもう1個所に出る。資料15王制篇の文である。しかし、この王制篇の文を含め《呂氏春秋》慎大覽・下賢、賈誼《新書》先醒篇、劉向《説苑》君道篇の4点の資料では《尚書》の引用というよりは、《尚書》のその句を典故とした文という性質のものである。《荀子》王制の「臣諸侯者王、友諸侯者霸、敵諸侯者危」は諸侯を臣とする者は王となり、友とする者は霸者となり、敵とする者は危ういと言う。《呂氏春秋》慎大覽・下賢「五帝弗得而友、三王弗得而師」では「仲歸之言」の「師とする者」「友とする者」が取り上げられている。賈誼《新書》の「其君賢君也、而又有師者、王。其君中君也、而有師者、伯。其君下君也、而群臣又莫若者、亡」は「師」「友」「己に若かざる者」が列ぶ。

これら資料を比較して見れば（前掲表参照）、或る程度実態が見えてくる。諸資料のうち《荀子》堯問篇の資料が最も完備し、仲虺の言の全ての句の要因が揃っている。《尚書》「仲虺之誥」と《荀子》堯問篇の両者を比べると、《尚書》「仲虺之誥」には「得友者霸、得疑者存」の部分が欠けている。他にも若干の異同がある。この相異は意味的には大きなものではない。他の文献では、前記したように《新序》文が《荀子》に酷似する。「得」と「擇」、「退朝」と「朝」（退朝してからと朝廷での違い）等若干の相異はあるが、荀子と劉向の時代順からすれば、劉向が《荀子》堯問篇から取ってきた可能性がある。だが劉向には、莊王の話の中に「仲歸之言」への言及はない。同じ劉向の《説苑》中では話が燕の昭王と郭隗の対話の形を取って展開する（前掲）。またこれが《呂氏春秋》恃君覽・驕恣では魏の武侯と吳起の話は武侯と李悝の話に変わっているのが注目される。

ここで問題の焦点は《荀子》を中心とする諸資料から《尚書》「仲虺之誥」文が偽作でできるかどうかにある。きわめて顕著な相異は《尚書》では「得友者霸」と「得疑者存」の部分が欠けていることである。他の諸資料中「得友者霸」「得疑者存」の両者を欠くものはない。《吳子》と《韓詩外傳》では「得疑者存」句が欠けてはいる。このことは外ならず、《荀子》を含めこれら資料から「仲虺之誥」文を偽作したとするなら、この2句を欠くことは先ずあり得ないと理解できる。もし閻若璩の言うように偽作者が《荀子》等諸資料から晚篇を偽作したとするなら、当然、《荀子》堯問篇が引用するこの仲歸の言の2句（「得友者霸」「得疑者存」）が入ってなければならない。偽作されたとされる《尚書》「仲

「歸之言」中にその部分が欠けていることは、《荀子》から作られた可能性はほとんどないと言える。また《荀子》以外の諸資料においても全て「得友者霸」句を有し、それが偽作されたとされる「仲虺之誥」にないことは、少なくとも偽作者はその個所を見落としたか、偽作の際にその部分を入れるのを忘れたかもしくは意識的に落としたかである。しかし、落としたあるいは忘れたとするのも单なる推測の域を出ない。落としたにせよ、忘れたにせよ、その部分を偽作中に入れなかったことは、《荀子》等々から晩篇「仲虺之誥」が作られたのではないという結果になっている。郝懿行によれば、この句が欠けていることは梅氏の知識の欠如で、彼はこの句が不可欠なことを理解していなかったのだ（「今《書》「仲虺之誥」亦缺此句，可知梅氏無識，不知此句不可缺也」）と述べている。この「梅氏」は現存《尚書》を東晉の朝廷に献上した梅頤を指し、梅頤を偽作者とするものである。現在、偽作者を梅頤だとする論はない。郝氏の論は、頭から晩篇を偽作としての論ということになるだろう。ここ「仲虺之誥」でも、偽作とするよりは、楊倞の注する如く「仲虺之誥」の異文とするか、《尚書》の佚文であると考えるのが自然な考え方である。だが、さらには、荀子が実際に「仲虺之誥」を見てのことかどうかははつきりせず、上記のような様々な展開があること、「仲歸之言」を引く楚の莊王の言が呉起によって引かれていることからすると、荀子もただそうした説話を伝えたのに止まるかも知れない。偽作の可能性は先ずない。《尚書》「仲虺之誥」と《荀子》ら資料の相異を《尚書》の「仲虺之誥」異本もしくは佚文によるものと取るか、この《尚書》の「仲歸之言」をめぐる説話の展開の中で《尚書》文が形を変え発展していったものと理解するか、偽作とするよりもその方がより実態に即しているであろう。《尚書》「仲虺之誥」では「王」「亡」の二者の対立が《荀子》堯問と《新序》では「王」「霸」と「存」「亡」に変わる。《呉子》では「王」「霸」。《呂氏春秋》驕恣では「王」「存」「亡」。《韓詩外傳》では「王」「霸」「亡」。「王」「霸」は戦国時代のコンセプトである。従って《尚書》の「王」「亡」の対立の形は時代に照応するものである。時代が殷商から西周へ、さらに東周の戦国時代へと移るにつれ「王」と「霸」が登場する形を取る。そこにも説話の展開の跡が読み取れるとも言える。偽作者がそこを読み取って「霸」「存」を棄てたとするなら、それは穿ち過ぎというものであろう。

#### 【資料17】(A)

《尚書》伊訓篇：「嗚呼，先王肇修人紀，從諫弗咈，先民時若，居上克明，爲下克忠。」

《荀子》臣道篇：「《書》曰“從命而不拂，微諫而不倦，爲上則明，爲下則遜。”此之謂也。」

資料17 《荀子》臣道篇は「《書》曰」（《尚書》に記す）と荀子が述べて引用した文である。《荀子》中にはこの臣道篇以外に資料18禮論篇にも出る。こちらの資料18は(B)出典の

記載のない類に入るが、ここで一括して扱う。次である。

#### 【資料18】(B)

##### 《荀子》禮論篇：

禮有三本。天地者，生之本也。先祖者，類之本也。君師者，治之本也。……天地以合，日月以明，四時以序，星辰以行，江河以流，萬物以昌，好惡以節，喜怒以當，以爲下則順，以爲上則明，萬物變而不亂，貳之則喪也。禮豈不至矣哉！

先秦兩漢期の文献の同文引用文献の数は荀子2資料を含め8文献ある。

《荀子》以外は《禮記》坊記，《大戴禮記》曾子立孝篇と同禮三本篇の2，《說苑》談叢，《太平經》，《詩經》小雅・小旻の計6資料である。資料文を以下に掲げる。

##### 《禮記》坊記：

「子云，“從命不忿，微諫不倦。勞而不怨，可謂孝矣。”（子云く：「命に従って忿らず，  
微かに諫めて倦きず。……孝と謂ふ可し」）

##### 《大戴禮記》曾子立孝：

「君子之孝也，忠愛以敬；反是，亂也。盡力而有禮，莊敬而安之；微諫不倦，聽從而不怠，懽欣忠信，咎故不生，可謂孝矣。」（……微かに諫めて倦きず，聞き從ひて（而）怠たらず。……孝と謂ふ可し（矣））

##### 《大戴禮記》禮三本：

「天地以合，四海以洽，日月以明，星辰以行，江河以流，萬物以昌，好惡以節，喜怒以當，以爲下則順，以爲上則明，萬變不亂，貸之則喪。」（……以て下を爲せば則ち順，以て上を爲せば則ち明）

##### 《說苑》談叢：

「爲人上者，患在不明。爲人下者，患在不忠。」（人の上爲る者，患ひは不明に在り。人の下爲る者，患ひは忠ならざるに在り）

##### 《太平經》太平經戌部：

「觀民可爲上可明。」（民は爲す可く上は明なる可きを觀る）

##### 《詩經》小雅・小旻：

「哀哉爲猶，匪先民是程，匪大猶是經。」（哀しき哉，猶を爲す。先民を是れ程（規範）とするに匪ず，大いなる猶を是れ經（常）とするに匪ず）

《尚書》の伊訓篇は商書に属する。伊尹は夏王朝を倒し殷商朝を始めた湯王を補佐した宰相。湯王の没後、湯王の孫の太甲が即位するが、太甲は賢明ではなかったため、伊尹は

太甲に教え諭す。そのことばが伊訓篇である。

《尚書》伊訓「嗚呼，先王肇修人紀，從諫弗咷，先民時若，居上克明，爲下克忠」とは「<sup>ああ</sup>嗚呼，先王は始めより人としての綱紀を修め，諫めのことばに逆らうことなく，先民（古代の賢人）のことばには従順に従い，上に居る者としてはよく明察，そこで下にいる者も謙遜である」の意。ここで「先王」は既に亡くなつた湯王を指して言う。

《荀子》臣道篇では「《書》に曰く“命に従ひて（而）拂らず，<sup>もと</sup><sup>ひそ</sup>微かに諫めて（而）倦かず，上と爲りては則ち明，下と爲りては則ち遜る”」。《尚書》「從諫弗咷」の「咷」ツツは藤堂明保先生は「いや」「ちがう」と否定の気持ちをあらわすことば<sup>26)</sup>。《荀子》臣道では「不拂」を作る。「拂」（払）は普通「はらふ」で一見異なるが，藤堂先生は「左右に払いのける動作を示す。手を左右には振るのは拒否し否定する表現でもある」と説く。「微諫」は暗愚の君には直言はできず，暗に諫めの意を伝えることを言ったもの。

上記資料をいくつかの句に分けて整理すると次の表になる。

表【〈伊訓〉篇資料比較】

《尚書》伊訓	從諫弗咷		先民時若	居上克明	爲下克忠
《荀子》臣道	從命而不拂	微諫而不倦		爲上則明	爲下則遜
《荀子》禮論				以爲上則明	以爲下則順
《詩經》小旻			匪先民是程		
《禮記》坊記	從命不忿	微諫不倦			
《大戴禮記》曾子立孝	聽從而不怠	微諫不倦			
《大戴禮記》禮三本				以爲上則明	以爲下則順
《說苑》談叢				爲人上者， 患在不明	爲人下者， 患在不忠
《太平經》戌部				上可明	民可爲

この表から見えてくるものは何か。

《荀子》臣道篇「《書》曰“從命而不拂，微諫而不倦，爲上則明，爲下則遜”」は上掲8資料中ではファクターとして「從命而不拂，微諫而不倦」と「爲上則明，爲下則遜」の部分に分かれれる。《禮記》坊記と《大戴禮記》曾子立孝は前者「從命而不拂，微諫而不倦」の部分を取り上げ，《荀子》禮論，《大戴禮記》禮三本，《說苑》談叢，《太平經》太平經戌部は後者「爲上則明，爲下則遜」の部分を取り上げている。《荀子》臣道ではこの両者を併せたものとなっている。

臣道篇の「從命而不拂，微諫而不倦」二句は《尚書》伊訓では「從諫弗咷」と一句にま

とまっている。《荀子》では「臣道」篇の名が示すように臣下のあるべき道として「微諫而不倦」と述べられているが、《尚書》伊訓では臣である伊尹が太甲に君主のあるべき道を述べたもので最後に君主が諫めに従うなら下に居る者も上に対し謙遜従順であるとつけ加えたものである。重点は君主の態度にある。臣下の態度は、文献によって「遜」(《荀子》臣道),「順」(《荀子》禮論),「忠」(《尚書》伊訓,《說苑》)と変化を見せる。「遜」とは謙遜、従順であること。「忠」はまごころ、誠意。これらは基本的には共通する。これらは《禮記》坊記と《大戴禮記》曾子立孝では「孝」の徳目に変化していることが注目される。《荀子》「禮論」と《大戴禮記》禮三本は全体が同一内容。若干の字句に相異があるものの《大戴禮記》が《荀子》から採ったものと考えられている。両者の篇名と文の「禮有三本。天地者、生之本也。先祖者、類之本也。君師者、治之本也」からしても、禮に三つの根本があり、天地は生の本、先祖は人類の本、君主は秩序の本であり、それによって宇宙の間の秩序が保たれるとし、その上で上の帝王と下の臣下のあるべき徳目が語られ、上に立つ者は「明」、下に居るものは「順」が必要だと述べるのである。

《尚書》伊訓篇「從諫弗咈、先民時若、居上克明、爲下克忠」中の「先民時若」句は《荀子》には出ない。これには《詩經》小雅・小旻「匪先民是程、匪大猶是經」の「匪先民是程」が対応する。《尚書》「先民時若」は「先民是程」に変わり、「從ふ」と「程(規範)とする」はほぼ同じである。

ここでも問題の核心は、やはり《荀子》等資料から《尚書》伊訓篇なる晩篇が偽作され得るか否かである。《尚書》から《荀子》等が出たのか、または《荀子》等から伊訓篇が作られたのか。その間の状況の考察が必要である。

荀子は真篇の《尚書》を見ており、荀子が当時見た《尚書》の中にこの「從命而不拂、微諫而不倦、爲上則明、爲下則遜」文があったことは間違いない。その場合、荀子は「《書》曰」と記して語を引用するだけで、このことばが《尚書》の何処にあったかを示していない。現存《尚書》ではこの語は伊訓篇に出る。《荀子》を始めとし先秦兩漢期の文献中の《尚書》引用資料からもこの語が《尚書》の何処にあったか、また伊訓篇にあったかどうかは知り難い。従ってこれら資料からは伊訓篇の文の偽作は不可能である。

さらに現《尚書》伊訓篇中の「先民時若」の句は《荀子》《禮記》《大戴禮記》《說苑》《太平經》にはない。偽作するとしても「先民時若」(先民には時れ若ふ)句が不足である。これに当る文は、《彙編》によれば《詩經》小雅・小旻に「匪先民是程」句がある。だから、この句を使って偽作した文中に挿入したのだとすれば、理屈上は偽作も不可能ではない。だが、何故この句が選ばれるのか。悪くいえば手当たり放題、よく言えば何となくここに適当しそうだからこの句を選んだとでも言うのだろうか。

《荀子》「從命而不拂」「微諫而不倦」は《尚書》伊訓では「從諫弗咈」の一句に当る。

偽作者はきわめて巧妙であり、偽作であることが感づかれないよう故意に「先民時若」を別のところ《詩經》小雅・小旻「匪先民是程」から補って挿入し、また《荀子》臣道の「從命而不拂」「微諫而不倦」を「從諫弗拂」の形に統合、改めたのだと説明すれば、理屈上は一応偽作成立の説明にはなる。だが《荀子》等の孝行の徳目「從命而不拂、微諫而不倦」が偽作によって《尚書》伊訓の「從諫弗拂」の帝王の徳に変えられるとは受け取り難い。やはり《尚書》の帝王の徳目についての発想が永い間に孝行の徳目に入ったと受け取るのが自然である。偽作説のその説明はきわめて作為的、不自然で理に合わないものとしか言いようがない。また偽作者は偽作した文を当てずっぽうに伊訓中に置いたとするすれば、それまた到底あり得べからざることである。

一方、では《尚書》と《荀子》のこの両者の相異は何処から生じたのか、何故両者は違うのか。その原因は定かではない。前に（拙論(2) p.63～p.66）指摘したように《荀子》が《尚書》を引用した場合、両者の間には真篇に於いても三種のケースがあった。全く同一なもの、若干の相異を残すもの、かなり大きく異なるものである。遠くは千年に及ぶ伝承過程で生じた異文等の相異、近くは荀子その人に起因する場合とがあり得たが、原因は定かではない。ここでも相異が生じたその原因も定かではないが、充分にあり得た事態である。

#### 【資料25】

《尚書》泰誓下：「獨夫受，洪惟作威，乃汝世讎。」

《荀子》議兵篇：「故泰誓曰：“獨夫紂。”」

《彙編》同文引用文献数は1。《彙編》は《荀子》以外にこれを引用する文献は挙げていない。また《彙編》は《荀子》のこの個所を逸文扱いしている。しかし現行《尚書》泰誓下には「獨夫受，洪惟作威，乃汝世讎」（獨夫の受，洪いに惟だ威を作す，乃ち汝が世の讎なり）とある。《彙編》は晩書に出るものはほぼ全て晩篇のそれぞれの篇に入れ、また同じ文を同時に佚文にも入れているものもあり、混乱している。この資料25の佚文扱いは誤りであろう。現《尚書》全体中には“紂”名は使われていない。全て“受”あるいは“商王受”として出てくる。例えば牧誓・武成等々である。泰誓（上中下、現存のものは“偽”篇とされる）には「今商王受，弗敬上天，降災下民」「惟受罔有悛心」「受有臣三千」（上）、「今商王受，力行無度」「惟受罪浮于桀」「受有億兆夷人，離心離德」（中）、「今商王受狎侮五常」「予克受」「受克予」（下）と9回出る。その中の一つがこの資料25である。後世ではほぼ商王受は“紂”と呼ばれことになる。《尚書正義》西伯戡黎によると「此及泰誓武成皆呼此君爲“受”，自外書傳皆呼爲“紂”。“受”即“紂”也。音相亂，故字改易耳。殷本紀云“帝乙崩，子辛立，是爲帝辛，天下謂之紂。”鄭玄云“紂，帝乙之少子，

名辛。帝乙愛而欲立焉，號曰“受德”，時人傳聲轉作“紂”也。史掌書，知其本，故曰“受”，與孔（孔安國）大同。謚法云“殘義損善曰‘紂’”。殷時未有謚法，後人見其惡，爲作惡義耳<sup>27)</sup>。《荀子》中には「紂」字は48例が出る<sup>28)</sup>。十三經中では《周易・繫辭傳下》1例，《禮記》6例，《左傳》14例，《論語》1例，《孟子》14例が出る<sup>29)</sup>。荀子が議兵篇で「泰誓曰く“獨夫紂”」というが、果たして荀子が見た《尚書》テキストが「紂」字だったか「受」字だったか、ここでは言及していないが、《尚書》のテキストの性格からして「受」だったのであろう。従って、《荀子》の“獨夫紂”は荀子なりに文字を翻案しており、もし偽作者がこの《荀子》から偽作したとなるなら、それらの事情を承知して再度元へ戻したことになる。だが《荀子》を元にして偽作したかどうかはここだけでは決められない。泰誓篇全体と先秦両漢期の文献の《尚書》引用例全体についての考察が必要である。

この「獨夫紂」の語は有名な文献として《孟子》梁惠王章句下に「齊宣王問曰：“湯放桀，武王伐紂，有諸？”孟子對曰：“於傳有之”曰：“臣弑其君，可乎？”曰：“賊仁者謂之賊，賊義者謂之殘，殘賊之人謂之一夫。聞誅一夫紂矣，未聞弑君也”」と出てくる。《孟子》では「一夫紂」とする表現になっている。孟子は《尚書》泰誓篇「獨夫受」等を見た上での「一夫紂」の表現だろうか。

以上の6資料を考察するに、資料12と資料15・16及び資料17・18はここの《荀子》から晩篇が偽作された可能性は全くないと言ってよい。資料25も偽・非偽の結論は出せないが、偽作を証拠づけるものでは全くない。

#### (B) 《荀子》に出典《尚書》を記さない《荀子》中の晩篇資料

果たして《尚書》の晩篇の文が、その偽作の際に《荀子》等の先秦両漢期の文献中の現有《尚書》文と同一の文を使って作られた可能性があるのか、どうか。ここでは《荀子》中の現有《尚書》と同じ文のうちで、出典が《尚書》であると《荀子》に記さない晩篇の21個所について偽作の可能性を検討して見る。

《彙編》によって先秦両漢期の文献中の現《尚書》中の文の引用または同じ文を求めたその結果、《尚書》文を引用する文献数1というのは、《荀子》にしかその文が出ないということである。その場合は、その《尚書》晩篇文の偽作の作文は《荀子》のその文によつてなされたことになる。

晩篇に属するその21個所は既に拙論(2)（《文明21》第16号）で示した。再度示せば以下の21資料である。

- 2, 3, 4, 5, 6, 7, 13, 14, 15, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 26, 42, 43,
- 44, 45

ここではその《尚書》を引用する文（または同一文）を載せる先秦両漢期の文献を次の二類、（B-1）上記文献が《荀子》のみのもの、（B-2）《荀子》以外に文献があるもの、この二類に分けて考察する。

（B-1）文献が《荀子》のみのものは9資料。資料番号2, 3, 4, 5, 7, 14, 19, 24, 43である。《尚書》と《荀子》の文は以下である。

#### 【資料2】

《尚書》大禹謨：「敬戒無虞。」

《荀子》大略：「敬戒無怠。」

#### 【資料3】

《尚書》大禹謨：「帝曰“俾予從欲以治。”」

《荀子》大略：「舜曰“維予從欲而治。”」

#### 【資料4】

《尚書》大禹謨：「汝惟不矜，天下莫與汝爭能，汝惟不伐，天下莫與汝爭功。」

《荀子》君道：「不與之爭能而致善用其功。」

#### 【資料5】

《尚書》大禹謨：「汝惟不矜，天下莫與汝爭能，汝惟不伐，天下莫與汝爭功。」（資料4と同じ）

《荀子》君子：「不矜矣，夫故天下不與爭能而致善用其功。」

#### 【資料7】

《尚書》大禹謨：「無稽之言勿聽，弗詢之謀勿庸。」

《荀子》正名：「無稽之言，不見之行，不聞之謀，君子慎之。」

#### 【資料14】

《尚書》仲虺之誥：「以義制事。」

《荀子》君子：「以義制事。」

#### 【資料19】

《尚書》太甲下：「無安厥位，惟危。」

《荀子》王制：「庶人駭政，則君子不安位。」

#### 【資料24】

《尚書》泰誓上：「罪人以族，官人以世。」

《荀子》君子：「以族論罪，以世舉賢。」（《荀子》君子篇に2個所の同一文あり）

#### 【資料43】

《尚書》畢命：「澤潤生民。」

《荀子》臣道：「澤被生民。」

以下、以上の各資料の文の意味について、必要な若干の説明を加える。

【資料2】《尚書》大禹謨「敬戒無虞」（敬ひ戒みて虞ふる無かれ）。《荀子》大略「敬戒無怠」（敬ひ戒みて怠る無かれ）。「虞」は、孔傳に従えば「度也。憶度する無かれ」（「度」はかかる、憶測する）。孔疏は「無形に於いて誠め備へ、慎むこと深きを言ふ」。「怠る」と「度る」とはやや異なる。《荀子》「敬戒無怠」から《尚書》「敬戒無虞」がそのまま作られたとするのはやや無理がある。

【資料3】《尚書》大禹謨「帝曰“俾予從欲以治”」（帝曰く“予を俾て欲するに従ひて以て治めしむ”と）。「帝=舜が言うに“わたしをして心に欲するままに治めしめよ”と。」《荀子》大略「舜曰“維予從欲而治”」（舜曰く“維れ予欲するに従ひてして治む”と）。「舜が言うに“ただわたしは心の欲するままに従って治める”と。」

《荀子》はここで「舜曰く」と述べているが、それは《尚書》大禹謨中のことは「帝曰」に照應する。帝は舜である。《荀子》は「《尚書》に曰く」あるいは「大禹謨に曰く」とは記していないが、《尚書》もしくは大禹謨からこのことばを取ってきた可能性がある。一人称を使役する表現と使役を用いない表現の相異である。「而」字は「以」字に変わる。

#### 【資料4と資料5】

《尚書》大禹謨「汝惟不矜，天下莫與汝爭能，汝惟不伐，天下莫與汝爭功」（汝惟だ矜らず、天下汝と能を争ふ莫し、汝惟だ伐らず、天下汝と功を争ふ莫し）。

(資料4)《荀子》君道「不與之爭能而致善用其功」（之と能を争はずして、善く其の功を用ふを致す）。

(資料5)《尚書》資料4と同じ。

《荀子》君子「不矜矣，夫故天下不與爭能而致善用其功」（矜らず矣、夫れ故に天下與に能を争はずして善く其の功を用ふを致す）。

資料4《荀子》君子篇と資料5《荀子》君道篇の文は若干異なっているが、ほぼ同じ意味のことを言う。元となる《尚書》大禹謨の文は共通で「汝惟不矜，天下莫與汝爭能，汝惟不伐，天下莫與汝爭功」である。閻若璩は「此十六字以上（《荀子》中で“人心惟危……”の十六字の前にある）如“汝唯不矜天下，莫與汝爭能”，《荀子》君子篇語也。十六字以下“無稽之言，勿聽。弗詢之謀，勿庸”，亦《荀子》正名篇語也（下掲資料7の文）。其各各有依傍，而非能自撰出者（みなそれぞれ依拠するところがあつて借りてきた文で、自分で作りだせるといったものではない）」と主張している。閻氏はここで君子篇のみを指摘するが、おそらく同一資料である資料4の君道篇は見落としたものであろう。君道篇は「人心」十六字の出る解蔽篇の前に置かれた篇であり、君子篇が解蔽篇の後ろの篇であ

る。この両者の混同があるようでもある。また《荀子》中でこの句は両者共に出典《尚書》名を記載しない引用である。閻氏がこの《荀子》中の君子篇と正名篇を挙げるに際し、そこに出典《尚書》名の記載がないことに触れないのは学術論文として重大な欠陥である。それは閻氏の主張である「人心……」十六字には《尚書》名または篇名の記載がないから偽作だという論理を崩すものだからである。閻氏が気づいてなかつたとすれば軽率、気づいていたとすれば学の公正を欠くものである。

繰り返しになるが、前章（《老子》と《尚書》）で既に指摘したように、《尚書》大禹謨のこの個所の文は《荀子》から作り出すことは不可能である。何故なら、《荀子》文から作ったとすれば、大禹謨の句の前半「汝惟不矜，天下莫與汝爭能」は作り出せても、後半「汝惟不伐，天下莫與汝爭功」はそれとはまた別途に作成しなければならない。《荀子》からでは後半は作れないのである。《老子》中には三個所22章、24章、30章でもって「伐」と「矜」の両者を提起しており、「不自伐，故有功。不自矜，故長。夫唯不爭，故天下莫能與之爭」（22章）、「自伐者無功，自矜者不長」（24章）、「果而勿矜，果而勿伐」（30章）と述べている。《老子》中には他にも明らかに《尚書》にもとづく表現があり、ここもまた《尚書》にもとづいた文と推測できる。《荀子》から大禹謨文が作りだせないのは明かである。もし偽作したとするなら、《荀子》君子篇・君道篇の語と《老子》語を組み合わせたなら理屈上は可能である。しかし、ここまで言うなら、この世で偽作の証拠とならないものは存在しないと言ってもよい。それに見合う根拠が必要である。やはり論理的に無理のない、自然な道筋で物を考える必要がある。

【資料7】《尚書》大禹謨「無稽之言勿聽，弗詢之謀勿庸」（無稽之言は聞く勿れ、弗詢之謀は庸ふる勿れ）。《荀子》正名「無稽之言，不見之行，不聞之謀，君子慎之」（無稽之言、不見之行、不聞之謀、君子之を慎む）。

「稽」は「考えあわせる。比べる、比較する」（藤堂明保《学研漢和大字典》）。「無稽の言」とは「考験無きものを言ふ」（楊倞注）、考察を欠いた根拠のない言である。「不聞之謀」「弗詢之謀」は「道において見聞せざるの謂ひなり」（「不見聞於道之謂」塚田大峰（冢田虎《荀子斷》）<sup>30)</sup>。

前掲したようにこの資料7も《荀子》から《尚書》大禹謨を作り出したと閻氏は主張しているのだが、この論理でいけば、《荀子》のここの「不見之行」句を偽作者は何故用いなかったのであろうか。偽作者によって《荀子》のこの個所から大禹謨が偽作されたのなら、常識的には、この「不見之行」も入れてよいはずである。閻氏がそれは偽作がばれないようにするためにこうした作為を施したのだというなら、これまた偽作の証拠とならないものはないということになる。納得のいく説明が求められるところである。それがない以上は、やはりこの個所も偽作の証拠に乏しいと言わねばならない。ではまた、大禹謨を元に荀子がここ正名篇の句を作ったのなら、荀子はどこから「不見之行」を持ちだしてき

たかが問題になる。やはりそれなりの根拠ある句でなければならない。「不見之行」を慎むとはどういう意味か。おそらく「突拍子もない、普段余り見慣れない行為は慎め」か「往古に見ることのない行為は慎め」。物雙松(荻生徂徠)《讀荀子》の説に「不見とは、言、往典に見ざるなり。不聞とは、言、先正に聞かざるなり」(「不見者、言不見於往典也。不聞者、言不聞於先正也。」)<sup>31)</sup>。《尚書》呂刑に「無僭亂辭、勿用不行」とある。孔傳と正義に「僭亂(犯し乱す)の辭は(聞く)無かれ。用ふる勿かれ、行ふ可からず」と解する。こうした行為を「不見之行」と言ったものか。はつきりしないが、典故とするところがあることは確かである。或いは荀子が見、今は亡佚した《尚書》中にあったかも知れない。劉向《説苑》に「無類之説、不戒之行、不贊之辭、君子慎之」とあるのは、この《荀子》の語の一つのバリエーションである。

**【資料14】**《尚書》仲虺之説「以義制事」(義を以て事を制す)。《荀子》君子「以義制事」(義を以て事を制す)。

《荀子》君子篇の全体は「論法聖王、則知所貴。以義制事、則知所利矣」=聖王を法とすることを論ずるなら、何が重要かを知ることができる。正しいかどうかで事を決めれば、何が有利かを知ることができると述べる。

この文のみは《荀子》文と《尚書》「仲虺之説」文は全く一致する。しかし、それを根拠に《尚書》が《荀子》文によって偽作されたとする事はできない。《尚書》から《荀子》ができたか、《荀子》から《尚書》ができたか、これは判定できず、偽作の証拠と結論づけることは無理である。ここでも《尚書》「仲虺之説」篇を通読する時、この個所のみが《荀子》から借りてきて作文された文だと考えるには無理がある。

**【資料19】**《尚書》太甲下「無安厥位、惟危」(その位に安んずる無かれ、これ危し)。《荀子》王制「庶人駭政、則君子不安位」(庶人 政に駭けば、則ち君子 位に安んぜず)。=庶人が政治に驚くような政治を行うなら、君子は位に安んずることは出来ないだろう。「不安位」(位に安んぜず)なる発想が《尚書》と《荀子》で共通するだけである。

**【資料24】**《尚書》泰誓上「罪人以族、官人以世」(人を罪するに族を以てし、人を官するに世を以てす)。《荀子》君子「(亂世則不然) ……以族論罪、以世舉賢」(亂世は然らず……族を以て罪を論じ、世を以て賢を擧ぐ)。

「以族論罪、以世舉賢」と「罪人以族、官人以世」とは内容的には全く同一である。ただ表現には違いがある。《荀子》の「以族論罪、以世舉賢」が表現を変えて《尚書》泰誓上「罪人以族、官人以世」に偽作されたのか、《尚書》「罪人以族、官人以世」が《荀子》中で「以族論罪、以世舉賢」と表現されたものか。ここでそれを決める決め手はない。

**【資料43】**《尚書》畢命「澤潤生民」(澤生民を潤ほす)。《荀子》臣道「澤被生民」(澤生民に被る)。

恩澤が庶民を潤す、あるいは恩澤が庶民を覆う。「被」と「潤」は内容的には同一で、

語を異にするのみである。「被」と「潤」の違いがある。それ以上には出ない。片方から他方が作られたかどうかを決めるは困難である。

上記（B-1）9資料中で資料4, 5, 7の3資料に偽作の可能性はない。《尚書》と《荀子》が全く同一な文は資料14「以義制事」だけである。他の資料2, 3, 19, 24, 43の5資料は文の一部が《尚書》と《荀子》では異なる。この5資料については偽作者が偽作を隠すために手を加えたということになる。だが、その文がきわめて限られたほんの細部なものであることと、さらに《尚書》の大禹謨篇を通読してみれば、前記資料の部分に手を加えて作ったとする偽作説には作為的な不自然さを感じざるを得ない。そこからは偽作の可能性は無いか、あるいは可能性はほとんど無いに等しいと言わざるを得ない。

### 注

- 25) 《十三經注疏整理本・尚書正義》北京大学出版社1987. (p. 237上)
- 26) 藤堂明保《学研漢和大字典》1978/2005.
- 27) 《十三經注疏整理本・尚書正義》北京大学出版社1987. (p. 307)
- 28) 《四部叢刊》電子版《荀子》検索による
- 29) 李波等編《十三經新索引》中国广播電視出版社1997.4 「紂」字 (p. 1585左) による
- 30) 王天海校釋《荀子校釋》上下冊, 上海古籍出版社2005 (p. 933) 引
- 31) 同注30